

## 医療法施行規則（抜粋）

### 第四章の二 医療計画

#### （特殊な医療）

第三十条の二十八 法第三十条の三第二項第二号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 先進的な技術を必要とするもの
- 二 特殊な医療機器の使用を必要とするもの
- 三 発生頻度が低い疾病に関するもの
- 四 救急医療であつて特に専門性の高いもの

#### （区域の設定に関する標準）

第三十条の二十九 法第三十条の三第四項に規定する区域の設定に関する標準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の三第二項第一号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。
- 二 法第三十条の三第二項第二号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

#### （基準病床数の算定）

第三十条の三十 法第三十条の三第二項第三号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

- 一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第六の一の項に掲げる式により療養病床及び一般病床の総数に関し算定した数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、別表第六の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数（当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県内入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数を厚生労働大臣の定める病床利用率（以下「病床利用率」という。）で除して得た数に平均在院日数の推移を勘案して厚生労働大臣が定める率（以下「平均在院日数推移率」という。）を乗じて得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）を超えないものとする。
- 二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第六の三の項に掲げる式により算定した数。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数（以下「居住入院患者数」という。）が別表第六の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができるもの

とする。

三 結核病床 都道府県の区域ごとに別表第六の三の項に掲げる式により算定した数。  
この場合において、居住入院患者数が別表第六の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができるものとする。

四 感染症病床 都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第二項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数

第三十条の三十一 令第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 高度の医療を提供する能力を有する病院が集中すること。

二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

2 令第五条の二第二項に規定する算定標準によらないこととする場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 令第五条の二第一項第一号及び第二号の場合 前条の規定により算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数

二 前項の場合 厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数

(特定の病床等に係る特例)

第三十条の三十二 令第五条の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。

二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

第三十条の三十二の二 法第三十条の三第七項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院の病床並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の病床(高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している地域における高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能に係る病床に限る。)

二 専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の病床

三 専ら周産期疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の当該機能(母体胎児集中治療管理又は新生児集中治療管理に係るものに限る。)に係る病床

四 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院の当該機能(発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なりハビリテーションに係るものに限る。)に係る病床

五 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院の当該機能に係る病床

六 アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院の当該機能に係る病床

七 神経難病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査

研究を行う病院の当該機能に係る病床

八 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院の当該機能に係る病床

九 病院の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院の当該機能に係る病床

十 後天性免疫不全症候群に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院の当該機能に係る病床

十一 新興感染症又は再興感染症に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院の当該機能に係る病床

十二 高度先進医療として厚生労働大臣の承認を受けた療養を行う健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関の当該機能に係る病床

十三 診療所の病床(平成十年三月三十一日に現に存する病床(同日までに行われた診療所の開設の許可若しくは診療所の病床数の変更の許可の申請に係る病床又は同日までに建築基準法第六条第一項の規定により行われた確認の申請に係る診療所の病床を含む。))に限る。)を転換して設けられた療養病床

2 前項第十三号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。)による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合限り、法第三十条の三第七項の規定の適用があるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の療養病床の設置の許可若しくは診療所の療養病床の病床数の増加の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十第一項に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、防衛庁、総務省、法務省、財務省若しくは林野庁が所管するもの、労働福祉事業団の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)第三十一条第一項第五号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、 $0.05$ 以下であるときは $0$ )を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数

当該病床の利用者の数

二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治

療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。

四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の療養病床の設置の許可若しくは診療所の療養病床の病床数の増加の許可の申請があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

別表第六

項	式
一	$((\sum AB' + C' - D') / E) \times F + G$
二	$(\sum AB' / E) \times F$
三	$(\sum AB + C - D) / E$
四	$\sum AB$
	<p>備考</p> <p>この表における式において、A、B、B'、C、C'、D、D'、E、F及びGは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A 当該区域の性別及び年齢階級別人口</p> <p>B 厚生労働大臣の定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック(厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。)の性別及び年齢階級別入院率(以下「地方ブロック率」という。)</p> <p>B' 次に掲げる場合に応じそれぞれに定める率</p> <p>a 厚生労働大臣が定める当該都道府県の性別及び年齢階級別入院率(以下「都道府県率」という。)が厚生労働大臣が各都道府県の性別及び年齢階級別入院率の分布状況を勘案して定める性別及び年齢階級別入院率(以下「全国基準率」という。)以上の場合 全国基準率</p> <p>b 都道府県率が全国基準率未満の場合 都道府県率と地方ブロック率の範囲内で都道府県知事が都道府県の区域を単位として定める率。ただし、当該率は、全国基準率を超えないものとする。</p> <p>C 当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数</p> <p>C' 0以上C以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数</p> <p>D 当該区域以外の区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数</p> <p>D' 0以上D以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数</p> <p>E 病床利用率</p> <p>F 平均在院日数推移率</p> <p>G 0以上流出超過加算数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数</p>

医療法第三十条の三第二項第三号に規定する基準病床数の算定に使用する数値等

(昭和六十一年八月三十日)

(厚生省告示第百六十五号)

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第一項の規定に基づき、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第三号に規定する必要病床数の算定に使用する数値等を次のように定める。

医療法第三十条の三第二項第三号に規定する基準病床数の算定に使用する数値等

(病床利用率)

第一条 医療法施行規則(以下「規則」という。)第三十条の三十に規定する病床利用率は、次の表の上欄に掲げる病床の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

病床の種別	病床利用率
療養病床及び一般病床	〇・八四
精神病床	〇・九五
結核病床	〇・八九

(平均在院日数推移率)

第一条の二 規則第三十条の三十第一号に規定する平均在院日数推移率は、〇・九とする。

(地方ブロック)

第二条 規則別表第六に規定する地方ブロックの名称及び当該ブロックに含まれる都道府県の区域は、次のとおりとする。

地方ブロックの名称	都道府県の区域
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(性別及び年齢階級別入院率)

第三条 規則別表第六に規定する地方ブロックの性別及び年齢階級別入院率は、次のとおりとする。

- 一 療養病床及び一般病床にあつては別表第一に掲げる数値
  - 二 精神病床にあつては別表第二に掲げる数値
  - 三 結核病床にあつては別表第三に掲げる数値
- 2 規則別表第六に規定する都道府県の性別及び年齢階級別入院率は、別表第四に掲げる数値とする。
- 3 規則別表第六に規定する厚生労働大臣が各都道府県の性別及び年齢階級別入院率の分布状況を勘案して定める性別及び年齢階級別入院率は、別表第五に掲げる数値とする。

別表第二(第三条関係)

精神病床に係る地方ブロックの性別及び年齢階級別入院率

(人口10万対)

地方ブロック	年齢階級別 性別	0歳～4歳		5歳～9歳		10歳～14歳		15歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～34歳		35歳～39歳		40歳～44歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道		0	0	2	0	3	4	29	16	92	60	211	117	212	199	308	209	430	248
東北		2	0	1	0	1	6	20	36	96	56	119	98	186	125	278	170	390	251
関東		1	0	3	1	10	9	27	28	49	44	80	60	115	84	161	119	237	144
北陸		0	0	0	0	0	2	34	26	60	69	150	96	164	140	261	140	343	202
東海		1	2	3	0	7	10	19	25	48	39	100	61	129	92	193	104	256	163
近畿		3	1	3	0	8	7	14	20	42	32	72	52	115	73	151	106	215	137
中国		0	0	3	1	3	4	17	31	75	46	135	87	186	108	257	157	326	220
四国		0	0	0	0	5	2	13	14	67	42	125	89	189	88	320	189	418	294
九州		2	0	0	1	3	2	19	21	73	52	142	68	241	126	337	171	469	235

地方ブロック	年齢階級別 性別	45歳～49歳		50歳～54歳		55歳～59歳		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳～74歳		75歳～79歳		80歳以上	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道		544	320	658	418	700	427	671	424	645	590	552	575	537	734	830	1205
東北		595	315	688	408	828	467	748	484	629	432	438	402	391	490	528	640
関東		334	219	383	256	432	309	450	366	422	390	355	357	304	387	363	453
北陸		496	299	599	427	626	424	664	526	557	422	437	371	395	421	397	464
東海		329	216	382	247	439	282	445	305	347	336	266	257	192	257	151	228
近畿		302	185	363	235	397	281	435	335	444	374	387	384	340	450	445	687
中国		470	264	620	333	681	427	753	488	656	443	480	477	488	569	584	866
四国		633	399	753	461	874	544	801	533	730	478	491	446	395	475	514	547
九州		688	375	774	428	922	530	944	581	868	572	679	573	636	770	843	1205

## 医療計画作成指針（抜粋）

### 第4 医療計画作成の手順等

#### 3 基準病床数の算定方法

##### (1) 基準病床数の算定方法

基準病床数の算定は、次に掲げる方式による。

(ア) 療養病床及び一般病床に係る基準病床数は、二次医療圏ごとに、新しい病床区分が定着するまでの間（平成15年8月31日以後の政令で定める日までの間）は、次の算定式により算出した数を標準とする。

なお、新たな病床区分が定着した後は、療養病床、一般病床の病床の種別に応じて算定した数の合計数を標準とする。

$$\begin{aligned}
 & \left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域の性別} \\ \text{及び年齢階級} \\ \text{別人口} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域の性別} \\ \text{及び年齢階級} \\ \text{別入院率} \end{array} \right\} \quad \text{の総和} \\
 & + \left\{ \begin{array}{l} 0\sim\text{当該区域への他区域から} \\ \text{の流入入院患者数の範囲} \\ \text{内で知事が定める数} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} 0\sim\text{当該区域から他区域} \\ \text{への流出入院患者数の範囲} \\ \text{内で知事が定める数} \end{array} \right\} \\
 & \times \frac{1}{\text{病床利用率}} \quad \times \quad \text{平均在院日数推移率}
 \end{aligned}$$

ただし、上記算定式により二次医療圏ごとに設定した基準病床数の都道府県における合計数は、

$$\begin{aligned}
 & \left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域の性別及び} \\ \text{年齢階級別人口} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域の性別及び} \\ \text{年齢階級別入院率} \end{array} \right\} \quad \text{の総和} \\
 & \times \frac{1}{\text{病床利用率}} \quad \times \quad \text{平均在院日数推移率}
 \end{aligned}$$

により二次医療圏ごとに算定した都道府県における合計数を超えることができない。

なお、当該都道府県において、都道府県外への流出入院患者数が都道府県内への流入入院患者数よりも多い場合は、

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県外} \\ \text{への流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県内} \\ \text{への流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right\} \times \frac{1}{\text{病床利用率}} \times \text{平均在院日数推移率}$$

で得られた流出超過加算数の3分の1を限度として適当と認める数を各二次医療圏における前記の算定式により算定した基準病床数に加えることができる。

ただし、各二次医療圏に加えた数の合計数は、流出超過加算数を超えることができない。



(注 1)「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。

その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。

(注 2)「年齢階級」とは、5歳ごとの年齢による階級である。

(注 3)「当該区域の性別及び年齢階級別入院率」とは、都道府県の性別及び年齢階級別入院率(以下「都道府県率」という。)が厚生労働大臣が各都道府県の性別及び年齢階級別入院率の分布状況を勘案して定める性別及び年齢階級別入院率(以下「全国基準率」という。)以上の場合、全国基準率を適用し、都道府県率が全国基準率未満の場合、都道府県率と地方ブロックの性別及び年齢階級別入院率(以下「地方ブロック率」という。)の範囲内で都道府県知事が都道府県の区域を単位として定める率とする。ただし、当該値は、全国基準率を超えないものとする。

(注 4)「地方ブロック率」、「都道府県率」、「全国基準率」、「病床利用率」及び「平均在院日数推移率」として使用する数値については、医療法第 30 条の 3 第 2 項第 3 号の基準病床数の算定に使用する数値等を定める件(平成 13 年 1 月厚生労働省告示第 22 号)により定められていること。

(注 5)各地域における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。

(備考)「地方ブロック」とは、以下の 9 ブロックをいう。

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(イ) 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により算出した数を標準とする。

ただし、算定式中「入院率」、「病床利用率」及び「入院患者数」は、それぞれ「精神病床に係る入院率」、「精神病床利用率」及び「精神病床入院患者数」と読み替えて適用する。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域の性} \\ \text{別及び年齢階} \\ \text{級別人口} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域の属する都道府県} \\ \text{を含む地方ブロックの性別} \\ \text{及び年齢階級別入院率} \end{array} \right\} \text{の総和} \\
 + \left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域への他} \\ \text{区域からの流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{当該区域から} \\ \text{他区域への流} \\ \text{出入院患者数} \end{array} \right\} \times \frac{1}{\text{病床利用率}}$$

この場合において、都道府県知事は当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が

$$\left( \begin{array}{c} \text{当該区域の性} \\ \text{別及び年齢階} \\ \text{級別人口} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{当該区域の属する都道府県} \\ \text{を含む地方ブロックの性別} \\ \text{及び年齢階級別入院率} \end{array} \right) \text{の総和}$$

により算定される数を下回っている区域については、

$$\left( \text{他の区域への流出入院患者数} \right) \times \frac{1}{\text{病床利用率}}$$

で得られた数の3分の1を限度として適当と認められる数をその区域における前記の算定式により算定した基準病床数に加えることができる。

(注1)「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。

その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。

(注2)「年齢階級」とは、5歳ごとの年齢による階級である。

(注3)「地方ブロックの性別及び年齢階級別入院率」、「病床利用率」として使用する数値については、医療法第30条の3第2項第3号の基準病床数の算定に使用する数値等を定める件により定められていること。

(注4)各地域における流入流出入院患者数については、患者調査、国民健康保険等のレセプト調査等により把握する。

(備考)「地方ブロック」とは、療養病床及び一般病床の算定式と同様の9ブロックをいう。

(ウ) 結核病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに精神病床に係る基準病床数の算定式と同一の式により算出した数を標準とする。

ただし、同算定式中「入院率」、「病床利用率」及び「入院患者数」は、それぞれ「結核病床に係る入院率」、「結核病床利用率」及び「結核病床入院患者数」と読み替えて適用する。

(エ) 感染症病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数とする。

## (2) 基準病床数の算定の特例

医療計画作成時に次のような事情があるため、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を基準病床数とすることができる。

- ① 急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合
- ② 特定の疾患に罹患する者が異常に多い場合
- ③ 高度の医療を提供する能力を有する病院が集中している場合
- ④ 基準病床数に係る特例の対象となる病床以外で、医学・医術の進歩に伴い特殊病床が必要と考えられる場合
- ⑤ その他当該区域において準ずる事情がある場合